

HPアドレス ●<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>
携帯電話 ●<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/mobile/>
Lモード・Lメニューリストから検索できます。

やさしさとふれあいの西東京に暮らしまちを楽しむ

目指していきます!!

「みんなが安心して暮らせる 心やさしく 支えあう まち」

4月から『西東京市 人にやさしいまちづくり条例』が施行

市民・事業者・市の協働により、「人にやさしいまちづくり」を総合的に推進するため、

- ①「人にやさしいまちづくり推進計画」の策定
 - ②大規模な土地取引・開発の事前手続き
 - ③開発事業の整備基準
- などをこの条例で定めました。

市は、皆さんの声に十分耳を傾け人にやさしい施設を整備し、使う方の視点に立ったバリアフリーなどの取り組みを充実させるとともに、市民がお互いに支えあえるまちの実現に努めます。 ◆都市計画課 保 (☎438-4051)

☺ 人にやさしいまちづくり 推進計画が目指すものは?

① 高齢者・障害者に配慮したまちづくり



安全安心して生活
できるまちをみんなが
つくりましょう!



② 公共施設・交通機関などのバリアフリー化



公共施設のスロープや
駅のエレベーターの整備
も大切です!



③ 緑地確保などの良好な自然環境・居住環境づくり



マンションの2段式駐輪場
や垣根も快適な
環境をつくりまします!



④ 市民・事業者・市の協働によるまちづくりの推進



☺ この条例で定める手続きは?

周囲の環境等へ大きな影響がある開発事業等に事前手続きを定めました。

① 大規模土地取り引きの届け出

5,000㎡以上の土地取り引きの際は、事前に市へ届けることになりました。

② 大規模開発の土地利用構想の届け出

5,000㎡以上の土地などの大規模開発の際は、計画の段階で市へ届け出をし、住民説明会を開催することになりました。

③ 開発事業の手続き

開発時に、市と事業者が事前に協議する内容を明確に定めました。

☺ この条例で定める開発時の基準は?

① 開発事業の適用範囲

この条例に適用する開発事業とその手続きを定めました。

② 公園・緑地などの基準

開発面積3,000㎡以上の場合面積の6%を公園、3,000㎡未満の場合面積の3%を緑地とすることを定めました。

③ 敷地面積の基準

開発行為における1区画の敷地面積の最低限度を定めました。

- 第1種低層住居専用地域……………110㎡
- それ以外……………100㎡

④ 道路の整備

開発区域に市道が接する場合、拡幅整備の基準を定めました。

⑤ 駐車・駐輪施設の整備

共同住宅(ワンルームを含む)の場合、駐車・駐輪施設の整備の基準を定めました。

⑥ その他の公共公益施設の整備

開発事業に伴い必要な上下水道・消防水利施設・ごみ集積施設などの基準を定めました。

※条例は、市HPでご覧になれます。